舞鶴市告示第79号

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

舞鶴市長　多々見　良　三

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　市長は、子育てを行う世帯の経済的負担の軽減及び世代間の子育て支援の促進を図るため、子育てを行う世帯等が実施する住宅のリフォーム等に要する経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　子　18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(胎児を含む。)をいう。

(2)　多子世帯　3人以上の子が属する世帯をいう。

(3)　三世代　子、子の父母(父又は母のいずれか1人の場合を含む。以下同じ。)及び子の祖父母等(祖父母及び曾祖父母をいい、祖父若しくは祖母又は曾祖父若しくは曾祖母のいずれか1人の場合を含む。以下同じ。)をいう。

(4)　三世代同居　三世代が同一の住宅に居住することをいう。

(5)　三世代近居　子及び子の父母並びに子の祖父母等が直線距離で2km以内の住宅にそれぞれ居住することをいう。

(補助対象者)

第3条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)　多子世帯に属する者又は三世代同居若しくは三世代近居をする予定である者であること。

(2)　市税及び府税の滞納がない世帯に属する者であること。

(3)　三世代同居又は三世代近居をする予定である者に該当することにより補助対象者となる場合で、当該三世代に係る他の世帯があるときは、当該世帯に市税及び府税の滞納がないこと。

(4)　子の親権者の年収の合算額が 750 万円未満であること。

(補助対象事業等)

第 4 条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる事業とし、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

(1)　住宅リフォーム事業　多子世帯が居住するため、又は三世代同居若しくは三世代近居をするため、市内の住宅のリフォームを行う事業

(2)　住宅購入事業　多子世帯が居住するため、又は三世代同居若しくは三世代近居をするため、市内の住宅の購入を行う事業

(3)　住宅賃借事業　多子世帯が居住するため、又は三世代同居若しくは三世代近居をするため、市内の住宅の賃借を行う事業

2　住宅リフォーム事業は、住宅の機能を維持し、又は向上させるため、住宅の一部の修繕、模様替え、取替え等を行う工事で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)　子育て又は三世代同居若しくは三世代近居をするために市長が必要と認める工事であること。

(2)　工事費が 10 万円以上であること。

(3)　補助金の交付の決定の日の属する年度の3月1日までに完了する工事であること。

(4)　市内に本店又は主たる事務所を有する事業者と契約を締結する工事であること。

(5)　市の他の助成等を受けて行う工事でないこと。

3　三世代同居又は三世代近居をするために補助金の交付を受ける場合は、当該三世代に係るいずれか 1 の世帯のみ、補助金の交付を受けることができる。

(補助金の額等)

第５条　補助金の額は、別表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表補助対象経費の欄に定める経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額)とする。ただし、同表に定める限度額を限度とする。

2　補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき１回限りとする。

(交付申請)

第６条　規則第４条に規定する申請書は、舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付申請書(様式第１号)とし、次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1)　見積書の写し

(2)　リフォームの概要が分かる書類(住宅リフォーム事業に限る。)

(3)　リフォームを行う箇所の写真(住宅リフォーム事業に限る。)

(4)　その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第７条　市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第２号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第８条　規則第８条に規定する変更の書類は、舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金変更承認申請書(様式第３号)によるものとし、第６条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、その結果を舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金変更承認(不承認)通知書(様式第４号)により、当該申請者に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第９条　第７条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を休止し、又は廃止しようとする場合は、舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金休止(廃止)届(様式第５号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　規則第12条に規定する実績報告書は、舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金実績報告書（様式第6号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1)　領収書の写し

(2)　契約書の写し

(3)　世帯全員の住民票の写し（三世代同居又は三世代近居をする予定である者に該当することにより補助対象者となる場合にあっては、当該三世代に係る世帯全員の住民票の写し）

(4)　リフォームを行った箇所の写真（住宅リフォーム事業に限る。）

(5)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　規則第13条第1項の規定による通知は、舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第12条　市長は、規則第15条第1項に定めるときのほか、補助事業者が補助事業を休止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第13条　市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（経理書類の保管等）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る経理を他の経理と明確に区分し適正に行うとともに、当該経理に係る帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に契約された補助対象事業から適用する。

別表(第5条関係)

補助対象事業	補助対象経費	限度額
住宅リフォーム事業	リフォームに係る工事費	100万円
住宅購入事業	購入に係る仲介手数料	40万円
住宅賃借事業	賃借に係る仲介手数料	5万円

様式第1号(第6条関係)

年　　月　　日

(宛先)　舞鶴市長

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

電話番号

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付申請書

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">世帯の区分</td><td colspan="3">①　多子世帯　　②　三世代同居世帯　　③　三世代近居世帯</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区分が②又は③に該当する場合</td><td rowspan="2">同居・近居の対象となる世帯の世帯主</td><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象事業</td><td colspan="3">□　住宅リフォーム事業　□　住宅購入事業　□　住宅賃借事業</td></tr>
<tr><td colspan="5">※住宅リフォーム事業の場合のみ記入</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>工事の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事の面積</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td>施工予定期間</td><td colspan="3">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>施工業者名</td><td colspan="3">(電話番号)</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象経費</td><td colspan="3">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請額</td><td colspan="3">円(補助対象経費×1/2(千円未満切捨て))
【住宅リフォーム事業は100万円を、住宅購入事業は40万円を、住宅賃借事業は5万円を限度】</td></tr>
<tr><td colspan="2">市の他の助成等の有無</td><td colspan="3">□ 有　　□ 無</td></tr>
</table>

様式第2号(第7条関係)

舞鶴市指令第　　号

様

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金交付(不交付)決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

年　　月　　日

舞鶴市長　　印

記

□　交　　付

補助金交付額　　金　　円

□　不 交 付

理　由

様式第３号(第８条関係)

年　　月　　日

（宛先）　舞鶴市長

住　　所

申請者　氏　　名　　㊞

電話番号

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け舞鶴市指令第　　号により交付決定を受けた舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金に係る事業を下記のとおり変更したいので申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">変　更　内　容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　理　由</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※住宅リフォーム事業の場合のみ記入</td></tr>
<tr><td></td><td>施工予定期間</td><td>□ 変更なし
□ 変更あり
［変更後期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日］</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　後　の
補助対象経費</td><td>円</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　後　の
交付申請額</td><td>円（補助対象経費×1/2（千円未満切捨て））
【住宅リフォーム事業は 100 万円を、住宅購入事業は 40 万円を、住宅賃借事業は 5 万円を限度】</td></tr>
</table>

様式第４号(第８条関係)

舞鶴市指令第　　号

様

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金変更承認(不承認)通知書

年　　月　　日付けで申請のあった舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金の変更について、下記のとおり承認(不承認)しましたので通知します。

年　　月　　日

舞鶴市長　　印

記

□　承　　認

補助金交付額　　金　　円

□　不 承 認

理　由

様式第５号(第９条関係)

年　　月　　日

(宛先)　舞鶴市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金休止(廃止)届

年　　月　　日付け舞鶴市指令第　　号により交付決定を受けた舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金に係る事業を休止(廃止)したいので届け出ます。

休止(廃止)の理由

様式第6号(第10条関係)

年　　月　　日

(宛先)　舞鶴市長

住　　所
申請者　氏　　名　　㊞
電話番号

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け舞鶴市指令第　　号により交付決定を受けた舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金に係る事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

世帯の区分		①　多子世帯　②　三世代同居世帯　③　三世代近居世帯
補助事業		□　住宅リフォーム事業　□　住宅購入事業　□　住宅賃借事業
※住宅リフォーム事業の場合のみ記入		
	施工期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
	施工業者名	(電話番号)
補助対象経費		円
補助金精算額		円(補助対象経費×1/2(千円未満切捨て)) 【住宅リフォーム事業は100万円を、住宅購入事業は40万円を、住宅賃借事業は5万円を限度】

様式第7号(第11条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

舞鶴市長　　印

舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金額確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のあった舞鶴市子育て世帯住宅リフォーム等支援事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金確定額　　金　　円